

地域メディア連携協議会について

令和2年5月29日

福知山河川国道事務所

【地域メディア連携協議会の設置】

■地域メディア連携協議会の設置について

近畿地方整備局では、平成30年7月豪雨による被害を踏まえ、令和元度より地域のリスク情報や水害・土砂災害情報について、住民の理解と行動につなげるため、「近畿地方メディア連携協議会」を設置しマスメディアと連携した取組を実施してきた。その中で示された方向性や取組内容を基に、福知山河川国道事務所においても「地域メディア連携協議会」を今年度より設置する予定。なお、当該協議会は減災対策協議会の幹事会を活用して設置することが基本とされており、どのような形態とするか関係機関と議論を進めていきたい。

■地域メディア連携協議会設置の背景

・平成30年7月豪雨で明らかになった課題

西日本を中心とした広域かつ長時間にわたる記録的な大雨となり、各地で甚大な洪水被害、土砂災害が発生したが、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所など事前に危険情報が与えられた地域で多くの被災者を生むこととなった。
⇒様々な危険情報を発表したが、避難率は数%にとどまった。

・避難率が低い要因

情報分かりづらい

- ・避難情報の意味を理解できない
- ・水害リスクを認識していない
- ・情報が多すぎる

切迫性が伝わらない

- ・避難を呼びかけても避難に結びつかない
- ・避難が必要と感じても避難行動に移さない

情報弱者への伝達方法

- ・情報伝達方法が限られている
- ・防災無線が聞き取れない



テレビや新聞、ラジオ等のそれぞれが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための情報発信・伝達の取組を関係者で連携して実施し、各機関での取組内容の共有と連携関係の構築を図る。

■地域メディア連携協議会の構成

国、府、市、地方気象台等の行政機関に加え、地域のテレビ局、新聞社、ラジオ局等
今後、協議会への参画を呼び掛け、賛同が得られた者から参画していただき、順次拡大を目指す

■地域メディア連携協議会の取組項目

1. 行政とメディアそれぞれ住民への効率的な情報伝達のための情報共有、連携方策の調整
2. 災害時における住民への効果的な情報伝達のための情報共有、連携方策の調整
3. 平時からの住民等への周知・啓発・訓練等による防災力強化に関する連携方策の調整
4. 災害時における相互の連絡窓口、問合せ窓口の調整
5. 「近畿地方メディア連携協議会」との相互の情報共有・連携
6. 「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」に関連した取組の調整
等地域メディア連携協議会において必要な事項